

## 平取町新型コロナウイルス感染症防止対策支援交付金要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため令和3年8月27日から令和3年9月30日まで、北海道が新型インフルエンザ等感染症対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条により営業時間短縮等の要請をされた飲食店や、人流の抑制の影響を受ける旅客交通事業者や宿泊事業者、民芸店及び銘石店、資料館に対して支援する平取町新型コロナウイルス感染症防止対策支援交付金（以下「交付金」という。）の交付について、必要な事項を定める。

### (交付対象者)

第2条 交付金の交付対象者は、令和3年9月30日現在における次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 国の感染防止対策を講じ、特措法により営業時間短縮等の要請をされた対象飲食店以外の飲食店を運営する事業者で、町内に事業所を有する中小企業・小規模事業者が運営する飲食店。
- (2) 人流の抑制の影響を受ける町内に事業所を有する旅客交通事業者や宿泊事業者、店舗を持つ民芸店及び銘石店、資料館。
- (3) 複数の事業が対象となる事業所については、1事業のみを対象とする。

### (交付金額)

第3条 交付申請者に対して交付する金額は、次のとおりとする。

- (1) 飲食店及び民芸店、銘石店、資料館については、20万円とする。
- (2) 旅客交通事業者については、所有する交付金対象車両の車両区分が事業用であることとし車両1台あたり20万円で、上限額は100万円とする。
- (3) 宿泊事業者については、従業員数が5人以下の場合は20万円とし、6人以上10人以下の場合は30万円、11人以上の場合は50万円とする。

### (申請受付開始日及び申請期限)

第4条 交付金に係る町の申請受付開始日及び申請期限は、令和3年11月1日から令和4年1月31日までとする。

### (交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、平取町新型コロナウイルス感染症防止対策支援交付金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により添付書類を添えて申請するものとする。

### (交付決定及び交付)

第6条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、交付を決定した場合には平取町新型コロナウイルス感染症防止対策支援交付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、不交付を決定した場合には平取町新型コロナウイルス感染症防止対策支援交付金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を行ったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(不正利得の返還)

第7条 町長は、申請内容を偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けた者に対し交付を行った交付金の返還を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。